

京都市告示第 2 8 5 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき，農業用水路等を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 5 年 9 月 5 日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	松室水 0 0 4 8 号	京都市西京区松室荒堀町 1 番地の 1 地先 京都市西京区松室荒堀町 2 7 番地の 3 地先
2	松室水 0 0 4 9 号	京都市西京区松室荒堀町 1 番地の 1 地先 京都市西京区松室荒堀町 2 7 番地の 3 地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)